

議案第38号

愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定について

愛西市長等の給料の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年6月24日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、各種団体を担当する元職員の公金横領により、市民に多大な損害を与えたことに関して、その責任を明らかにするための減給処分をしたいので、市長及び副市長の給料の特例に関する条例を制定するものです。

## 愛西市条例第16号

### 愛西市長等の給料の特例に関する条例

#### (市長の給料の特例)

第1条 平成26年7月における市長の給料月額は、愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、月額83万1,600円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

#### (副市長の給料の特例)

第2条 平成26年7月における副市長の給料月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、月額68万7,600円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、平成26年7月31日限り、その効力を失う。

##### (愛西市長等の給料の特例に関する条例の廃止)

3 愛西市長等の給料の特例に関する条例（平成24年愛西市条例第24号）は、廃止する。